

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災を契機に、全国各地で「地域の絆」の大切さが再認識されました。近年も、大規模な自然災害が頻繁に発生しており、災害時のみならず平時からの対応が求められています。国は、災害対策基本法の改正を重ねており、迅速な避難支援のための取組が進められています。

一方で、全国的な人口減少や核家族化の進行は、人々の価値観・ライフスタイルにも影響を与え、家庭や集落でのつながりの希薄化、悩みごとや困りごとの多様化・複雑化として現れ、地域にとっての大きな課題となりつつあります。

加えて、令和 2 (2020) 年 1 月の国内初の感染者確認から続く、新型コロナウイルス感染症の拡大は、福祉やボランティアの活動にも多大な影響を及ぼしています。外出の自粛や交流の制限が求められ、関わりの機会は減少し、活動自体の休止・縮小を余儀なくされています。今後、市民の暮らしが「新しい生活様式」を取り入れ、変化することに対応し、地域の活動についても新たな取組が求められています。

福祉に関する諸制度についても、ここ数年で大きく変化しています。

平成 27 (2015) 年 4 月には生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護制度の手前の段階で、生活に困っている人の自立に向けた支援が始まりました。また、地域共生社会の実現に向けた介護保険法の改正や、母子保健・児童虐待等に対応する子ども・家庭・子育ての新たな支援拠点の整備など、様々な課題への取組が進められています。

このほか、平成 28 (2016) 年 5 月には、認知症や障がいによって判断が難しい人を支援し、意思決定を手助けする制度の利用を促すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が施行されました。同年 12 月には、犯罪をした人等が社会に復帰した後も地域で孤立することなく暮らし、再び犯罪を行わないよう支援する、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）が施行されています。

様々な地域の課題の解決のためには、福祉の分野に限らず、他の分野の組織・団体や関係機関との強い連携が不可欠です。また、行政などの公的な支援（公助）のみならず、自分自身で自立を支える力（自助）や、地域において共に助けあう力（共助）が必要となります。地域で活動する誰もが連携・協働し、「支える側」と「支えられる側」の関係を超えて「支えあう」仕組みをつくることが「地域福祉」であり、本市では地域福祉の推進を図るため「南魚沼市地域福祉計画」を策定しています。

平成 19 (2007) 年 3 月の「第 1 期計画」から始まり、平成 24 (2012) 年 3 月には「第 2 期計画」を、平成 29 (2017) 年 3 月には「第 3 期計画」を、それぞれ内容を見直したうえで策定しています。この度、より一層の地域福祉の推進に向け、現在の「第 3 期計画」の基本理念等を踏襲しつつ、今日的な内容に見直し、「第 4 期計画」を策定します。

2 計画の根拠や位置づけ、他の計画等との関連

(1) 関係法令による位置づけ

① 社会福祉法

社会福祉法第106条の3第1項により、市町村は、「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める」こととされています。

また、同法第107条第1項により、市町村は、「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）を策定するよう努めるものとする」とされており、本計画は包括的な支援体制の整備に向けた「市町村地域福祉計画」とします。

社会福祉法

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2（以下略）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2（以下略）

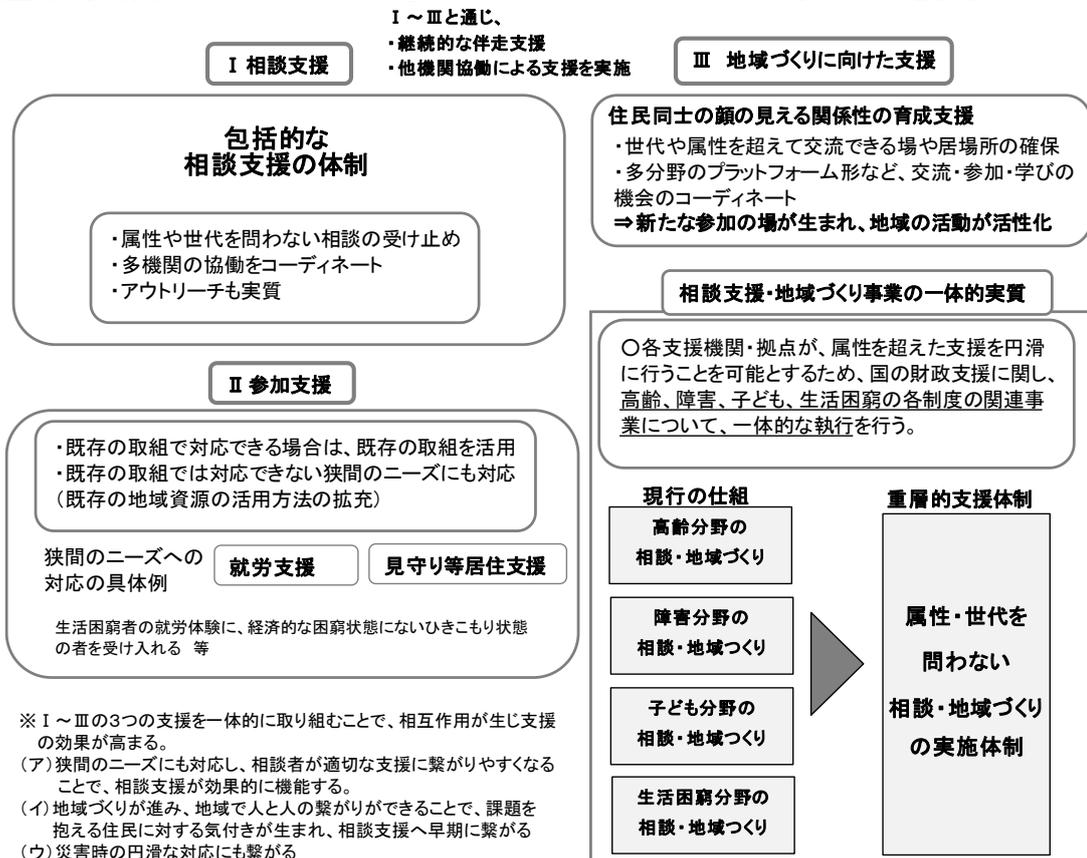
地域福祉推進のイメージ



■社会福祉法第106条の4第1項では、「市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる」とされています。

【重層的支援体制のイメージ図】

(厚生労働省資料を参考に作成)



② 生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立支援法第4条第1項により、市は「関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する」とされており、本計画はその取組内容等について明記します。

生活困窮者自立支援法

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第4条 市(特別区を含む。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。))は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 (以下略)

③ 成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)第5条により、(市を含む)地方公共団体は「成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」こととされています。

また、同法第14条第1項により、市は当該区域における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(地方成年後見制度利用促進基本計画)を定めるよう努めるものとする」とされており、本計画は「地方成年後見制度利用促進基本計画」を兼ね、一体的に策定するものとします。

成年後見制度利用促進法

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

④ 再犯の防止等の推進に関する法律

再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第4条第2項により、（市を含む）地方公共団体は「再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」とされています。

また、同法第8条第1項により、市は「当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努めなければならない」とされており、本計画は「地方再犯防止推進計画」を兼ね、一体的に策定するものとします。

再犯防止推進法

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 計画の根拠や位置づけ

地域福祉を推進するための計画には、市が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の2つの計画があります。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条第1項の規定に基づいて市町村が行政計画として策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく社会福祉協議会が、地域福祉を推進する上での実践的な活動・行動計画として策定する計画です。

本計画は、市全体の理念や取組を定める「地域福祉計画」として、南魚沼市社会福祉協議会が呼び掛け、地域住民、社会福祉活動を行う者・団体、福祉事業者などと協力して策定する「地域福祉活動計画」と、相互に補完・連携する計画とします。

なお、本計画は前述のとおり、「成年後見の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「地方成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、2030年度までの「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals エスディージーズ)が採択されました。国際社会全体でより良い世界を目指すため、相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットで構成されています。国は、翌年12月に「SDGs 実施指針」を決定しましたが、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、人口減少や経済縮小等の地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待される、としています。また、地方自治体が策定する様々な計画にその要素を反映し、多様で独自のSDGs実施・推進が期待されていることから、地域福祉を推進する本計画においても、その理念に沿って進める必要があります。

この計画が取り組むべきSDGsの目標

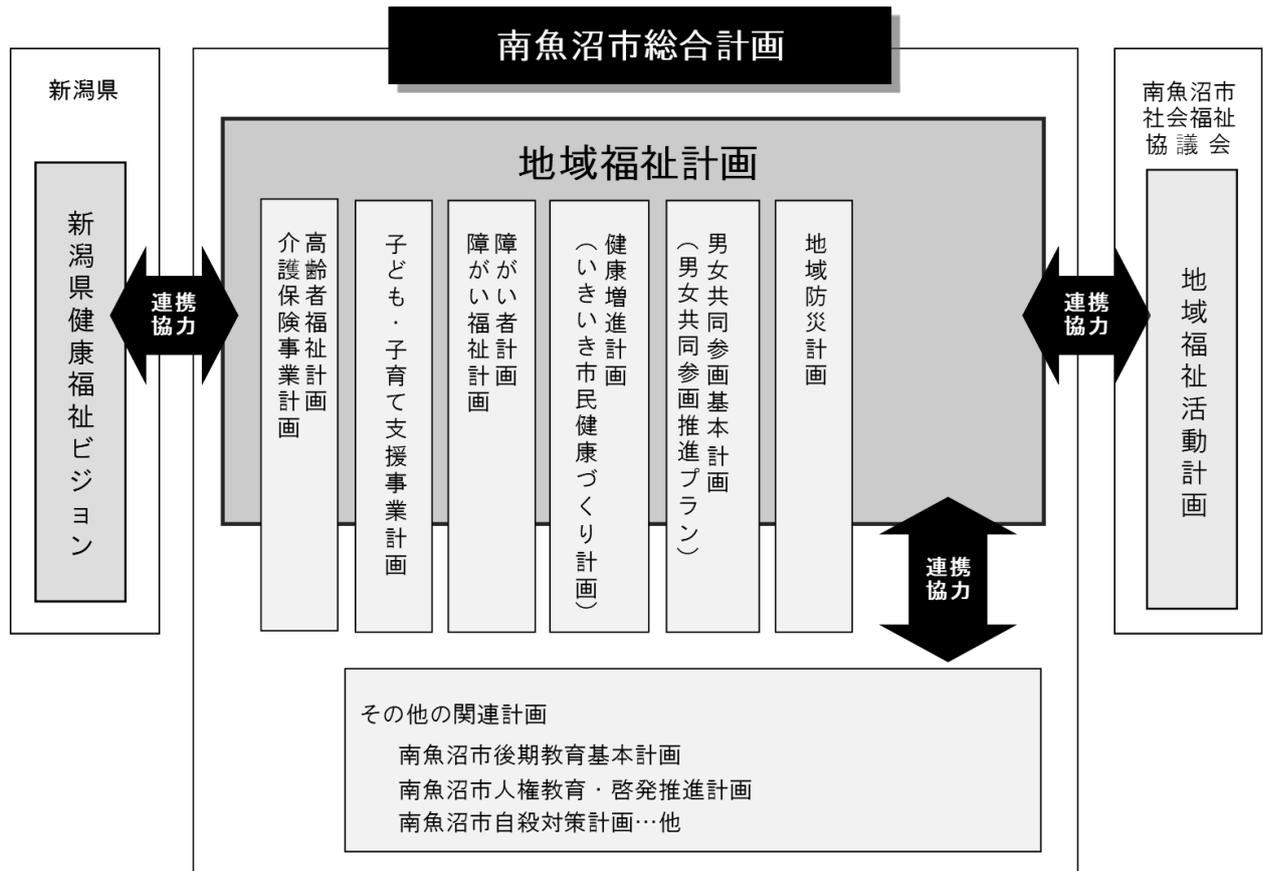
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 貧困をなくそう</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>
あらゆる場所のあらゆる形の貧困を終わらせる。		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		国内及び各国間の不平等を是正する。	
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>		
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。			

外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」を参考に作成

(3) 他の計画等との関連

本計画は「南魚沼市総合計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に向けて、他の福祉や保健など各分野の個別計画が共通して取り組むべき視点や方向性を定める「中間的な計画」として位置づけられるとともに、市民参画や協働に関する領域も併せ持つものです。

また、県の「新潟県健康福祉ビジョン」及び南魚沼市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携・協力を図ります。



3 計画の期間

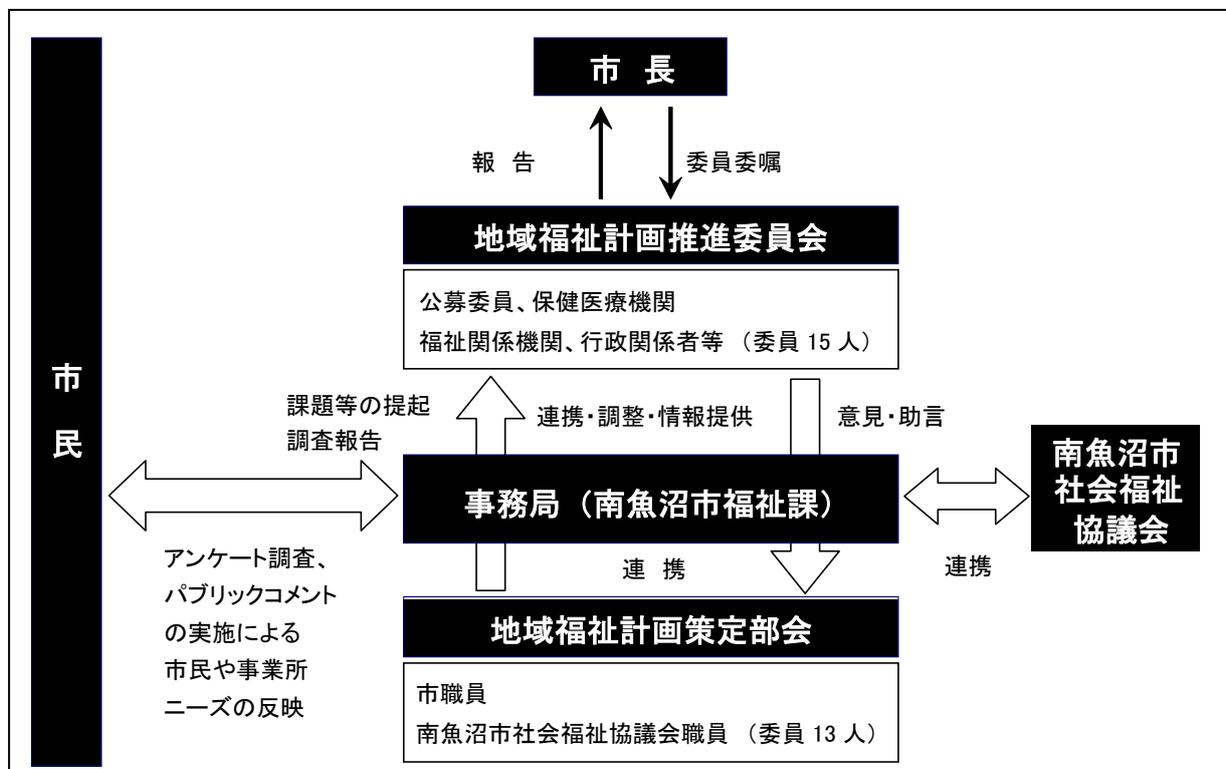
本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

（第4期地域福祉計画及び関連計画の計画期間）

計画の名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
南魚沼市総合計画	第2次(平成28～令和7年度)					
地域福祉計画		第4期(令和4～8年度)				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第8期(令和3～5年度)					
子ども・子育て支援事業計画	第2期(令和2～6年度)					
障がい者計画	第3期(平成30～令和5年度)					
障がい福祉計画	第6期(令和3～5年度)					
健康増進計画 (いきいき市民健康づくり計画)	第2次(平成28～令和7年度)					
男女共同参画基本計画 (男女共同参画推進プラン)		第4次(令和4～8年度)				
地域防災計画	現計画(平成20年度～、随時見直し)					
地域福祉活動計画		第4期(令和4～8年度)				
新潟県健康福祉ビジョン	新計画(平成30～令和7年度)					

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査及びパブリックコメント※を実施し、市民の意見を広く反映できるように努めるとともに、地域福祉計画推進委員会、地域福祉計画策定部会において、検討・調整を図りました。



(1) 市民アンケート調査・事業所アンケート調査

市民の地域福祉に関する意識や生活課題、社会参加等の意向を計画に反映させるため、住民基本台帳から20歳以上の男女1,500人を抽出し、アンケート調査を実施しました。

また、今後の成年後見制度の利用促進や支援活動の充実に資するため、市内の高齢者・障がい者の福祉施設やサービス事業所48か所を対象としたアンケート調査を実施しました。

(2) 地域福祉計画推進委員会

地域福祉計画を推進するため、公募による市民、保健医療機関、福祉関係機関等の代表者などを委員とする地域福祉計画推進委員会を設置し、第3期計画の中間評価を行った後、第4期計画について審議をお願いしました。

(3) 地域福祉計画策定部会

市及び南魚沼市社会福祉協議会の職員からなる策定部会を設置し、検討・調整を行いました。

(4) 南魚沼市社会福祉協議会との連携・協力

南魚沼市社会福祉協議会において策定される「地域福祉活動計画」と相互に連携した計画となるよう、協力しながら策定しました。

※ パブリックコメント

市民の声を取り入れるための仕組み。行政機関などが政策の立案等を行おうとする際に、素案を公表し、広く市民等から意見や情報を提供してもらい、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。